平成27年度第3回逗子市立図書館協議会会議録

日 時 平成28年2月5日(金)

 $14:00\sim15:45$

場 所 市庁舎4階 議会会議室

- 1. 開会
- 2. 挨拶
- 3. 議事
 - (1) 平成27年度図書館の利用状況及び事業実施状況について (報告)
 - (2) 平成28年度事業実施計画案及び予算案について (報告)
 - (3) 逗子市立図書館の指定管理について
 - (4) その他

出席委員

高鷲忠美会長 若林ふみ子委員 辻伸枝委員 汐﨑順子委員 柳原正廣委員

事務局

小川図書館長 鈴木館長補佐 利根川専任主査 鳥越由紀夫主事

傍聴 7名

【鈴木館長補佐】 では、定刻になりましたので、これから図書館協議会を始めさせていただきます。本日は平成27年度第3回図書館協議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。本日会議録を作成するに当たりまして、発言の録音及び傍聴の許可をあらかじめ御了承ください。傍聴の皆様にお願いいたします。傍聴に際しましては、注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、録音・写真撮影につきましては許可をしておりませんので、御了承ください。また、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには、退場いただくことになりますので、御了承ください。

さて、本日は協議会委員5名全員が出席されておりますので、図書館協議会運営規則第3条 第2項の規定による会議は成立していることを御報告いたします。

これより図書館協議会運営規則第3条により、会長が議長となりまして議事に入ります。では、会長、よろしくお願いいたします。

【高鷲会長】 皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。本当にインフルエンザがは やっているようですから、どうぞ皆さんもお気をつけください。学校ではいかがですか、イン フルエンザは。

【柳原委員】 久木小学校ではありませんが、市内の学校では学年閉鎖になったところもあります。

【高鷲会長】 それでは議事に入りたいと思います。まず、議題1として、事務局から平成27 年度図書館の利用状況について報告をお願いいたします。

【利根川専任主査】 本年度の利用状況並びに事業の実施状況について説明をいたします。

まず、資料1-1をごらんいただきたいと思います。12月までの利用統計を載せてあります。 逗子市立図書館は、平成17年の4月に開館して以来、1日平均の入館者数が大体千七、八百人 ぐらいで推移してきておりまして、平成25年12月に500万人の入館者を達成したところでござ います。昨年の10月には、600万人という数字を記録いたしました。

次に貸出者数、貸出冊数、予約件数などについてですが、平成20年度が一番のピークで、それからじわじわと減少傾向が続いてきておりました。昨年度は、かなり貸出冊数は減ってしまいましたが、本年度に関しましては、このままのペースでいけば昨年度の数字を上回るものと想定しています。昨年度はコンピュータシステムの入れ替え等のため2週間ほど休館をいたしましたが、本年度は蔵書点検等のための長期の休館を予定しておりませんので、その分、貸し出しの実数としては昨年度を上回るものと見込んでおります。この傾向については、貸出冊数

が今後5年、10年先、かつてのように右肩上がりで伸びていくという状況にはないだろうと見 込んでいます。

次に、レファレンスに関しましては、2階のカウンターにレファレンス専用の席を設け、職員を配置してレファレンスサービスを実施し、利用者からの質問を受けて、回答するという実績を積み上げて、大分その成果が出ております。利用者からの質問に迅速かつ正確に答えられる体制ができつつあります。

次に、コピーサービスに関しても、ここ数年減少傾向にありましたが、郷土資料のコピーを される方がかなりおられまして、実数としては若干ふえそうです。

それから、資料の1-2で、児童書の貸出冊数を示していますが、これを見ますと、特に8月に図書館探偵クイズラリーを実施した時期でもあり、この時期を中心として、ここのところ児童書の貸出冊数は増加傾向にあります。

次に、昨年の4月から小坪と沼間の旧公民館図書室を図書館分室としてリニューアルオープンいたしました。以前と同様のサービスを展開してきていますが、小坪に関しては以前と変わらない数字で推移してきています。沼間に関しては減少傾向にあります。恐らく前年比1割ほど減るのではないかと見込んでおります。その中で、例えば分室で企画展示を実施したり、あるいはわらべ歌の講座なども実施しまして、少しでも利用者に足を向けていただけるように努力をしておりますが、今のところまだ、結果としては出てきておりません。

続きまして、資料の3-1と3-2ですけれども、これは近年強化をしてきております企画展示に関する一覧です。昨年度は市制施行60周年、また石原慎太郎文庫の新設というような、目玉となるテーマがありましたが、本年度はそうした目玉となるテーマが特にありませんので、身近なテーマを職員が選びながら企画展示を実施してきております。ふだん書庫に配架されている本を日の目をみる形で出しておりますので、利用者の方々も入口のところの展示で手に取って見ていただいています。また、健康・医療情報コーナーに関しても、本年度は設置をして2年目になるわけですが、逗子市の場合、高齢自治体ということもあり、4月は認知症、8月には介護といった高齢者を意識した健康・医療の展示を心がけております。

次に、資料の2をごらんいただきたいと思います。事業の実施状況について示しております。 おはなし会は、おひざにだっこのおはなし会などを中心に実施してきましたが、本年度は少し 参加者が減少の傾向にあります。ブックスタートはほぼ従来どおりの数字で推移をしてきてお りまして、年間を通して400人ぐらいと想定しております。次に、クリスマスの時期に合わせ まして、冬休みの小学生おはなし会を実施し、合計26名の参加がございました。先週ですけれども、「親子でつくろう!ダンボールde紙芝居」の講座を実施し、2日間にわたり合計22名の参加がございました。

職業体験につきましては、夏休み期間中10日間にわたる大学生の実習、また秋には市内の3つの公立中学校の2年生の職業体験を実施してきています。特に夏休み期間中はカウンターも忙しくなりますので、これまでは希望があったものは拒まずという形でお受けしていましたが、来年度は見直しをしなければ、忙しい時期で受け入れできない場合も出てくるのではないかと考えています。

次の名画座に関しては、外国の名画を上映いたしますと、100人満席になる状況が続いており、参加される方の希望としても、日本の映画よりはむしろ外国の映画をごらんになりたいということです。毎月第四火曜日の午後に実施しますので、参加者は70歳を超える平均年齢かと思われます。

資料には書いてありませんが、学校との連携の中で、学校支援パックがその中心になっています。学校支援パックの利用に関しては柳原校長の久木小学校が現時点でトップです。それから小坪小学校、池子小学校と続きますが、図書館から距離の遠い学校の利用が多いという傾向は見てとれます。さらに、学校との連携としては、12月に汐﨑先生に講師をお願いして、各学校から司書の方に出ていただいて、本の紹介の講座を実施いたしました。

【汐﨑委員】 本の紹介文の書き方の講座を行いました。

【利根川専任主査】 本の紹介文の書き方講座を実施しまして、かなり学校司書の皆さんのスキルアップにつながったのではないかと思います。「第一次逗子市子どもの読書活動推進計画」の実施が、本年は3年目に当たりますが、少しずつではありますが、学校との連携に力を入れてきて、その成果が見られております。利用状況と事業実施状況については以上でございます。

【高鷲会長】 ありがとうございました。議題1について何か御質問ございませんでしょうか。 【辻委員】 質問ではありませんが、学校との連携に関することですが、私自身も池子小学校 と久木小学校におはなし会で入らせていただいていますが、一生懸命勉強をなさっている学校 司書の先生で、おはなし会を実施しているところに、その学校司書の先生が見に来るというこ とはなかなか難しいようですね。池子小学校は完全に曜日がずれてしまっているので、すれ違 いとなり、文書による連絡ということになってしまうものですから、もしそれがおはなし会の 様子とかを見に来てくださることが可能であれば、もっとおはなし会で取り上げた本を学校図書室にこれがありますよとか、学校図書室のディスプレーにそれをおはなし会で取り上げられた本とかいう形で取り上げていただくのが密になるのかなと思ったりもするのですけれど、いかがでしょうか。

【柳原委員】 図書館指導員の勤務の曜日・時間というのが学校によってまちまちなので、読み聞かせをしていただく時間帯にその方々がいらっしゃっているかどうかというところは、私自身正確には把握できていないのが現状です。久木小学校は毎週何曜日という形では読み聞かせは実施していないですね。久木小学校の場合、事前に打ち合わせをして、何月何日に実施という形であれば可能かと思います。

【辻委員】 でも、曜日はもう固定されていますね。

【柳原委員】 そこのところは確認してみます。また司書教諭や図書館指導員もまたかわったりします。久木小学校でも現在いらっしゃる方が本年度いっぱいで終了し、来年新しい方がいらっしゃると、そこでまた勤務については校長と確認してということもあります。

【辻委員】 おはなし会も月に1回か2回程度ですので、その曜日が固定されていても、そのときだけ差しかえといったことは難しいものなのでしょうかね。例えば曜日を水曜勤務で固定されていても、その週だけ火曜日に見に来るとか、そういうことは可能でしょうか。

【柳原委員】 その非常勤の指導員の方が勤務の振替が可能ならですけれども。

【辻委員】 そうですね。学校との連携ということで言えば、せっかく学校司書の方たちも勉強していらっしゃって、ボランティアはボランティアで入っているので、そこの連携が少しでもうまくできればいいかなと思います。

【高鷲会長】 校長はキーパーソンですからね。できることならやはり一緒に参加していただけるといいですよね。その点はどうぞまた別の機会によろしくお願いいたします。

【辻委員】 あともう一つ、質問ですけれども、この職業体験の受け入れというのは、結構逗 子の図書館は昔から比べて増えているような気がしますが、これはもう来るものは拒まずとい った感じなのでしょうか。申し込み、依頼があったらどうぞといった感じでしょうか。

【利根川専任主査】 そうですね。基本は市内の方ということでの対応をしています。

【汐﨑委員】 具体的にはどういう実習をするのでしょうか。例えば書架整頓とかでしょうか。 【利根川専任主査】 そうですね。朝の新聞の整理から書架整理、そして実際にカウンターに 立ち、貸出、返却、配架といった業務。あるいは本の修理などにも頑張ってもらっています。 【辻委員】 カウンターには立たれないのでしょうか。

【利根川専任主査】 もちろんカウンターにも立ちます。その際は、職員が常に隣について対応します。

【辻委員】 いっぱいいっぱいになってきたので、来年度からは考えるとおっしゃっていましたけれども、どういう基準で対応するのでしょうか。やはり市内優先といった感じでしょうか。 【利根川専任主査】 はい、そうです。

【高鷲会長】 やはり大学生の受け入れが結構負担となるでしょう。

【利根川専任主査】 大学生は、10日間なものですから。職員もマンツーマンでついていない といけないので、きびしい状況です。

【汐﨑委員】 教職員民間企業等体験研修というのはどのような研修なのでしょうか。

【利根川専任主査】 県立高校の先生の実習です。

【鈴木館長補佐】 学校の先生も民間等で体験をというのが義務化されているようで、図書館 にも受け入れ依頼が多くなってきています。

【汐﨑委員】 先生のインターンシップという感じでしょうか。

【鈴木館長補佐】 そうですね。

【若林委員】 おそらく、希望者が増えているというのは、最近キャリア教育というのでしょうか、職業教育を政府も推進しているようですし、それによって体験したいという希望者が増えてきているのだとしたら、何か窓口をつくって、図書館だけに負担がかかるのではなくて、教育委員会も含めたプログラムをつくって、私は以前、キャリア教育のほうの仕事をしていたこともありますので、そういう体験はできるだけ受け入れてあげていただきたいと思います。ただ、それが図書館のスタッフの人数で制限があるのだとしたら、それは教育委員会と御相談してみてはいかがでしょうか。

【鈴木館長補佐】 中学生の職業体験については、2年生全員が対象なので、それは割り振りがありまして、図書館だけが受け入れるのでなく、市内にある民間の会社や公共施設などで受け入れをしているので、その辺は平等な形での受け入れになっています。ただ、大学生、県立高校生となると、対図書館と学校との関係になりますので、なるべく図書館を知っていただくという機会としてはすごくいい機会となりますが、ただ、職員の負担もかなり大きいというところがあるので、来年度以降については少し受け入れ体制を検討しようということで、課題として挙げております。

【辻委員】 ありがとうございます。

【高鷲会長】 今でも、仕事量がものすごく多いですからね、この図書館は。

【若林委員】 教職の教員実習も受け入れた学校はものすごく負担が多いというのは、それは もう以前から言われていることで、やはりなかなか実習校を探すのも難しくなってきています ものね。

【汐﨑委員】 司書課程の実習は受けてはいないのですか。

【鈴木館長補佐】 今回の私立大学の3年生の2名が司書課程の実習としての受け入れです。

【汐崎委員】 おそらく、実習を受け入れてくれる公立図書館は、すごく少なくなってきているので、やはり出すほうもそれなりの実績がきちんとある図書館で実習させたいということがあると思いますから、大学側も実習先を探すのが大変なのですよね。実習だと一通り全て経験してもらわなければいけませんから。

【鈴木館長補佐】 中でカリキュラムを一応つくって、きょうはこれを、あしたはこれをというようなスケジュールをつくった形で、大学生についてはこの10日間で図書館の業務を一通り全部研修していただくという形でつくっていますので、研修当日出勤している職員が、きのうはここまで終わっているので、ではきょうはここからやりましょうという感じで実施していますので、結構担当職員の負担は大きいと思います。

【高鷲会長】 これは、確かに大変だけれど、教える側から言うと、それがないとやはり身に つかないのですよね、これは確かに。重々わかってはいますけれども、どうぞよろしくお願い しますと言うほかありません。

【汐崎委員】 私も教える側からすると、どうぞよろしくお願いしますとしか言いようがありません。

【高鷲会長】 では、議題1につきまして、何かほかに質問などはございますでしょうか。

【汐﨑委員】 辻委員にお伺いしたいのですが、館内でのおはなし会の様子はいかがですか。

【辻委員】 そうですね、このところ逗子小学校のふれあいスクールの皆さんでしょうかね、 大挙して来てくださるので、結構土曜日についてはたくさんの参加者がありますね。

【汐﨑委員】 低学年の子どもたちでしょうか。

【辻委員】 ちょうどいい頃合いの子どもたちが来てくださいます。小学校1、2年生ぐらいでしょうか。

【汐﨑委員】 いいですね。就学前の子どもがただうろうろしているだけだと、なかなか次に

つながらないことも多いですからね。

【辻委員】 公共図書館ですから、赤ちゃんもいますけれども、ウェルカムですね。また3歳 ぐらいの子どもで、すごく聞いてくれる子もいますね。不思議なことだと思います。

【汐﨑委員】 ありがとうございました。

【高鷲会長】 どうもありがとうございました。また何かありましたら最後に時間を設けます ので、そのときよろしくお願いいたします。

それでは、次に議題2の平成28年度事業実施計画案及び予算案に関して、事務局から報告を お願いいたします。

【利根川専任主査】 それでは、平成28年度事業実施計画案及び予算案について御説明いたします。資料5、縦長の資料ですが、ごらんいただきたいと思います。

平成28年度は、逗子市では大幅な税収の減少が見込まれておりまして、大変厳しい予算編成となりました。その中で、図書館ではこの縦に並んでいる5つの事業で予算を組んでおります。 最初の蔵書整備事業、これは資料購入の予算の部分で、図書館の予算としてはもっとも大きな柱になる部分です。財政課の理解もあり、本年度と同額の査定となりました。

次の図書館活動事業に関しましては、講座の開催や消耗品の購入などにあてる事業ですが、 ここでは特に図書館カードの単価削減の努力をして予算要求をしましたので、その分が減って おります。

それから、3番目の維持管理事業ですが、通常のものは前年と本年度と同額になりましたが、維持管理事業の下のほうに書いてあるロールスクリーンの取り付け、この図書館は全面ガラス張りで、夏場になりますと昼過ぎから、ものすごい西日に襲われます。そのための対策として、ロールスクリーンをつけようということで予算要求しました。また、同時に1階の冷水機が故障して、これ以上は使用不能ということで、機械自体を取りかえるための予算です。

その次に、図書館情報システム管理事業になります。これはコンピューターシステムにかかわる経費になります。来年度はリース契約代が本年度より170万円ほど減りますので、その分の減額という形になります。そして、最後の図書館事務費に関しましては、非常勤特別職館長の報酬の増額がございます。それにより79万円ほどの増額となります。また、この事業の中では、指定管理に向けた準備のための予算を30万円ほどつけていただきました。

合計で平成27年度よりは3万円ほど実額としては上回る形での査定を受けました。この結果、 今月末より開催されます市議会において御審議をいただいて、承認をいただければ、ほぼ本年 度と同じレベルのサービスが展開できるものと見込んでおります。予算と事業計画に関しては 以上でございます。

【高鷲会長】 どうもありがとうございました。逗子市は来年度、大幅な減収になるということですけれども、どの程度の減収になるのでしょうか。

【鈴木館長補佐】 市税だけで対前年度比9200万円程度の減収ということです。

【高鷲会長】 今年度に比べてということですね。

【汐﨑委員】 資料購入費は死守しましたね。

【高鷲会長】 ありがとうございました。それでは、議題の2につきまして何か御質問なり説明を求めることがありましたら、お願いいたします。

図書館の資料購入予算は、最大の3,000万円のときと比べて3分の1減ったということです よね、結局。ここ数年は、この金額が続いているわけですね。施設は10年たちましたから、あ ちらこちらにガタが出てきているのではないでしょうか。

【小川図書館長】 すごいです。

【高鷲会長】 そのうちにまとめて、取りかえが必要になってくるときがきますよね。

【小川図書館長】 特にロールスクリーンというのは、建物をつくるときに、暑さに対する想像力が欠如していました。全面ガラス張りですからですから、西日と東日、両方とも当たりますから。

【汐崎委員】 でも、あれだけの吹き抜けだと、やはり空調は働いていても、室内は相当高温 にはなるだろうなと思いますね。

【小川図書館長】 つけても、もたないですね。

【汐﨑委員】 室内は明るくて、いいのですけれどもね。本も日にやけるし。結構メンテナンスが大変だろうと思います。

【高鷲会長】では、この件に関してのご質問・ご意見は最後にお願いいたします。

では、議題3の逗子市立図書館の指定管理につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【鈴木館長補佐】 議題3の逗子市立図書館の指定管理について御説明いたします。前回の図書館協議会で御報告いたしました図書館の指定管理につきまして、その後の動向について御説明いたします。

平成27年12月の逗子市議会第4回定例会におきまして、図書館の指定管理者制度の導入につ

いて、議員の中から一般質問がございましたので、その要旨について御説明させていただきます。まず、図書館の使命と役割、どのような資料が必要かという一般質問がございました。行政側の答弁といたしまして、図書館の使命は資料を収集し、保存し、提供することで文化が継承されます。また、記録されたものを通して学ぶことで、新しい文化や歴史が構築されていくものと考えます。このため、図書館の役割は住民の知る権利を保障する拠点として、また幼児から高齢者に至る全ての市民が自主的な学習、調査研究、趣味、娯楽などに活用できるよう、必要な資料を収集して提供することが重要であると考えます。そのことが地域文化の発展と住みよい地域社会の形成に寄与することにつながると考えます。現在の逗子市立図書館は、県内でもサービスの質の高さはトップクラスで、このよりよいサービスの提供を今後も継続し、図書館を運営することを第一に考えていきますという答弁がございました。

次に、指定管理者制度の再提案の時期、また公募で業者を決めるのか、また株式会社パブリックサービス特定なのかという質問がありました。答弁としましては、指定管理者の再提案の時期については、平成28年3月の市議会において逗子市立図書館条例の全部改正議案を御審議いただく予定です。4月以降には指定管理者を選定するための指定管理者候補選定委員会を設置します。その後、9月の市議会で指定管理者の指定議案を御審議いただく予定で、10月から来年3月までの6カ月間で業務を引き継ぎ、平成29年4月から指定管理者による運営を予定しています。

次に、指定管理者の選定に当たっては、前回の方針と変わらず、非公募(特命)を選択し、 株式会社パブリックサービスを候補者としますということで答弁がありました。

次に、非常勤職員の雇用期間の改定はできないかという質問に対し、非常勤職員の任用期間の変更は難しいという答弁がございました。

それから、職員の処遇についてという質問で、指定管理者制度導入後の体制につきましては、現行と同様の職員体制での運営が見込まれ、職員の処遇については今後、市から具体的な業務要求水準書を明示することにより、処遇が決定するものと考えますという答弁がございました。

次に、指定管理による図書館運営の意義について質問がございました。答弁としましては、 一般的に指定管理による運営の意義は、サービスの向上と経費の削減を民間の能力を生かして 実現することにあります。しかし、現在の逗子市立図書館は、県内でも有数のサービスを提供 しており、またコストについても非常勤職員を中心とした運営であることから、コストメリッ トはさほど大きくありません。逗子市では、かねてから市民協働型の行政運営を目指す中で、 図書館の職員は大半が逗子市民が担っています。また、非常勤職員であるがゆえにさまざまな 制約やキャリアアップの妨げがあります。これを指定管理にすることで、制約などを軽減し、 職員がやる気をもってさらに職員としての能力を高め、図書館の質を向上させていくという市 民との協働という形で運営していくことが図書館の指定管理の大きな意義と考えますという答 弁がございました。

次に、指定管理者について、非公募で株式会社パブリックサービスを候補者とすることということだが、図書館運営の実績のない事業者であるのに、なぜ選ぶのかといった質問がございました。答弁としましては、逗子市では市民協働型の行政運営を拡大するための公共サービスパートナーとして株式会社パブリックサービスのさらなる活用を掲げており、より多様な行政サービスを幅広い市民がワークシェアをしながら、市民みずからがまちづくりの主体となり、責任を担う存在として考えています。これは2年前に提案したときから変わらない理由となっています。市民交流センターにつきましても、確かに株式会社パブリックサービスは実績がない中、非常勤職員がかなり中心的になって運営をしています。そこに専門的な知識のある職員も配置し、従来以上の運営と体制が組めています。図書館も同様に、非常勤職員がほぼ中心となり、運営されています。より働きやすい環境になるよう、株式会社パブリックサービスに移籍していただくことによりサービスの向上につながるものと確信しております。また、逗子市の図書館運営に関する基本的な考え方を理解し、引き継いでいく事業者を特命で指定することが、よりよい選択であると考えており、市の施策、方針が反映でき、逗子市に拠点を置く株式会社パブリックサービスに委任することがベストと考えます。

次の質問として、前回の民間委託等ロードマップでは、直営より高い見積額が示されていたが、今回のロードマップでは直営より安価な見積額となっているが、その理由はなぜかという質問がございました。答弁としましては、前回は利益を追求する民間事業者からの概算見積書の提示であったが、今回は株式会社パブリックサービスから現状の図書館運営を分析し、職員の処遇を確保した上で利益を最小限に抑えた見積書が提出されたことによるものという回答がありました。

以上が12月の市議会定例会において、一般質問に対する答弁になっております。

次に、逗子市立図書館条例の全部改正について御説明いたします。図書館につきましては、 平成29年度から指定管理者制度の導入を予定しており、地方自治法第244条の2の規定により、 逗子市立図書館条例の全部改正が必要となります。条例改正の背景につきましては、平成27年 9月、逗子市行財政改革推進本部による民間委託等ロードマップに基づいて、逗子市立図書館に指定管理者制度を導入するのに先立ち、指定管理者制度導入に必要な条文を追加するなど、所要の改正を行う予定でおります。条例改正の基本的な考え方としまして、指定管理者制度を導入することにより、市民サービスの低下を招かないよう留意し、開館時間・休館日についてはほぼ現行どおりにするなど、改正範囲は必要最小限にとどめた改正を行う予定でおります。また、条例の全部改正案につきましては、平成28年逗子市議会第1回定例会にて条例案を御審議いただく予定で、現在議案の作成中でございますので、この旨を報告させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【高鷲会長】 ありがとうございました。12月の市議会定例会における一般質問、それに対する答弁の紹介と図書館条例の全部改正についての説明がございました。この点につきまして、どうぞ御質問ありましたらどうぞ。

ほぼ前回提案されたときと同じものが提示されるということですよね。理解としては。

【鈴木館長補佐】 条例改正案ですね、ほぼ内容は同じものとなっています。

【高鷲会長】 内容は同じですね。指定管理者制度の導入に関しても、ほぼ同じ理由ですよね。 【鈴木館長補佐】 そうですね。

【高鷲会長】 違うところは見積額が若干減額となったということ、それだけですね。

【鈴木館長補佐】 そうですね。

【汐崎委員】 指定管理者制度の導入に当たっては、図書館協議会としてははこれだけは守っていただかなければという意見、例えば担当部局を市役所の中にきちんとつくって、オブザーブをするであるとか、あとやはりそこで働く職員というのはとても大切なものですから、担保されなければならないし、モチベーションを維持するためのきちんとしたシステムというのが、これは絶対に必要だということなどを出しましたよね。そのあたりは同じように踏んだ上でという形ですか。

【鈴木館長補佐】 2年前にもこの指定管理者制度を導入するに当たって、図書館協議会で委員の皆さんから御意見をいただいて、意見要望書を御提示いただきました。それが基本になりますので、今、汐崎委員が発言されましたように、行政の内部に担当所管を置いて必ずきちっとチェックをするとか、それから図書館を生涯学習の場としての起点として機能させる、そういった要望をされていることは全てクリアするような形で指定管理者制度の導入を進めていきたいと思っています。

【高鷲会長】 特に本日は校長先生がいらっしゃるから、学校との連携などについても、さまざまなお願いをしましたから、教育委員会経由で図書館の意見がきっちりとつながり、学校側からの要望も応えられるように、これも確かにお願いしましたよね。

【鈴木館長補佐】 はい。現在も学校との連携については、先ほど事務局から説明させていただいたように、少しずつではありますが学校と図書館との連携が動き始めています。ここで機能を停止するわけにはいきませんので、これから指定管理者への要求水準をつくっていく中で、学校との連携も継続して行うことを入れた形で進めていきたいと思っています。

【汐崎委員】 あと、前回より安価での提案だったということで、なおかつその裏づけとして は職員の処遇を確保した上での見積というのがあるわけですけれども、そのエビデンスという か、きちんとした説明というものが、納得できるような内容であったということですよね。

【鈴木館長補佐】 はい。前回の指定管理のロードマップをつくったときの見積額が、いわゆる本当に民間企業でやはり収益を求める企業からの見積であったというのがベースでした。今回はあくまでも株式会社パブリックサービスということで、一般的な民間企業とベースが違うというところからのスタートがありますので、最低限赤字にならないベースで運営をしていくというような方向性、方針があるということを聞いております。その中でも今の非常勤職員の処遇を、よりよくするということをモットーに見積の提示があったと理解しております。

【辻委員】 辻です。館長補佐に対する質問ではありませんが、よろしいですか。意見を言わせていただきます。本当に粛々と3月の市議会で、図書館条例全部改正案を出されるという、このロードマップにしたがってということでしょうけれども、非常に残念で仕方がありません。これだけ、指定管理者制度を導入したところで、さまざまな破綻が起きていることを踏まえれば、もう少しじっくりと時間をかけて、市民に問いかけて、市民を巻き込んで取り組むべきではないかと思います。なぜこんなに早く、2回目ではありますが、2回目であるからこそ、絶対に今回は通すぞという、すごく強い意志は感じるわけですが、私は納得がいきません。

それで、今週の月曜日にたまたまNHKを朝見ていましたら、「おはよう日本」という番組の中で、結構な時間をかけて図書館の特集を放送していまして、指定管理者制度を導入した神奈川県の海老名市の図書館と、北海道の幕別町の図書館を取り上げていて、幕別町は人口が2万7,000人ほどだそうですが、地元の書店から本を購入し、ブッカーをかけたりするのは障がい者施設の方たちにやってもらうというような独自の取り組みをしていて、ホームページを見ますとすごく充実しているのでびっくりいたしました。その放送の中で、慶応大学の糸賀先生

は何回も出てこられて、やはり住民を巻き込んだ図書館づくりがぜひ必要であるとお話をされていました。

前回10月30日の図書館協議会の後で、次から次へと資料が出てきて、追いつかないぐらいで すが、片山善博さんが讀賣新聞と静岡新聞に図書館は「知の拠点」であるということを出され ていましたし、逗子市立図書館が神奈川県内でもトップレベルの図書館サービスを展開してい るという、その論拠になっているのを出したのは図書館問題研究会ですよね。図書館問題研究 会が「ツタヤ図書館」の問題点についての声明を出していますし、図書館友の会全国連絡会が 「ツタヤ図書館の今、公共の図書館の基本って何だ」という冊子も出しました。あと、皆さん もごらんになったと思いますけれども、朝日新聞の1月27日の「図書館の原点」という論題が ありまして、そこに福岡県の小郡市で1度指定管理にしたけれども、その後直営に戻した図書 館長が書いていますが、自分は市が出資した公社に出向して指定管理者の立場で図書館長にな りました。その1年間は市議会にも、教育委員会にも出席できず、公の場で発言ができなかっ た。現場の個々の問題には対応できても、その原因を解決するための政策決定過程には、指定 管理になってしまうと館長でも全然関われないというようなことも書いていらっしゃって、や はり指定管理は公共図書館の運営にはそぐわないという結論を出しています。あと、松岡要さ ん、この方はかつて10年間、日本図書館協会の事務局長をされた方で、今月の「出版ニュー ス」に、指定管理者の図書館は、そのうち30%の図書館で貸出冊数が減少しているということ を、細かいデータを挙げて出していらっしゃいます。ですから、そういうことを慮るにですね、 なぜここで株式会社パブリックサービス特命で、公募もせずに、やっていくのかというところ が、やはりどうしても納得がいきません。あとはもう市会議員さんに頑張っていただくしかな いのかと思ってしまいます。その辺のところ、図書館協議会の委員の皆さんは、このままいっ てしまっていいとお考えなのでしょうか。

【高鷲会長】 それぞれの委員の方々の御意見もあるでしょうから、それも含めて皆さんの御意見を伺いたいと思います。その前に、事務局に確認ですけれども、現在の逗子の図書館の職員数は、総数は何名ですか。

【鈴木館長補佐】 49人ですね。

【高鷲会長】 そのうち常勤の公務員の図書館員が3名でしたね。

【鈴木館長補佐】 正規の職員は3名です。

【高鷲会長】 あとは図書館長を含めて、全部非正規の職員ということですよね。

【鈴木館長補佐】 はい。任期がついている職員という形になります。

【高鷲会長】 これが一応現状だということを踏まえて、これがやはり10年間続いてきたということですよね。

【鈴木館長補佐】 そうですね。直営といえども、正規の職員は3名だけという形ですね。

【高鷲会長】 ですから、何が問題になっているかというと、非常勤職員ですから、雇止めがあるということ、それが図書館サービスの継続を考えていく上で、10年たったら退職を余儀なくされるので、継続雇用ができないということ。ここ数年続いていましたよね。大量の退職者が出るということ。

【鈴木館長補佐】 それが一番の課題になるところです。

【辻委員】 辻です。発言させていただきます。非常勤職員の雇用期間の改定はできないかというのを言われて、難しいということでしたが、それは何回もお聞きしているわけですが、やはりその中でも司書資格をお持ちの方は、専門職に準ずるということで、雇用期間を延長するとか、そういうことはできないものなのかということは思います。あと、逗子市の場合は、10年で雇止めになりましても、1年間お休みをして、そこにまた欠員があった場合は、また10年勤められるわけですよね。これは、1年間は分断されるけれども、継続とは言わないまでも、それほど難しいことではないのではないかと思います。

【鈴木館長補佐】 うまいタイミングで、1年待って再雇用となれば、それがベストですが、 やはりその中に募集をかけると、結局新しい方が採用されますので、1年待っても、必ずしも 次に採用の枠があるわけではないというのが一番のネックになっているところでしょうかね。

【汐崎委員】 あと、身分の保証がないまま1年待てば、ということは、その1年間はどうするのかという問題もありますよね。つまり1年待てば、また雇用を10年保証するとしても、その1年間のブランクは、その人はどうするのだということです。また、再雇用を希望しても、その枠に必ず入れるのか、枠があるのかというと、必ずしもそうではない。やはりこれは根深いと思いますね。非常勤職員というか、アルバイトの方の雇用は難しいですね。

【若林委員】 たまたま今、労働界では非正規職員の雇用の問題が大きな課題となっていて、 それは図書館だけではないと思います。例えば市の職員の方もそうですし、学校の教員の中で も、そういう傾向にあります。もちろん非正規ということは、待遇が悪いという形で見れば問 題があるのですが、逆に働き方の選択という形では、非正規であることを逆に、だから働いて 自分のキャリアを変えていくというようなこともあるので、何か職員という枠だけで見てしま うのにも限界があり、就労形態の変容も考慮し、社会問題として考える必要があると思います。 私は、職員の問題もすごく大事ですけれども、やはり図書館は、知の宝庫であり、もっと言う と逗子市の将来の指針を担う社会だと思っています。ですから、そういう面でも市長を説得し ていかなければいけないのかなという気がいたしますね。

それで、私は利用者として、市民の代表にさせていただいてこの図書館協議会に出ているわけですけれども、利用者として私がみるところ、逗子の図書館は、本の選定がとてもすぐれていると思います。サービスだけでなくて、結構所蔵している資料にしても、私は古いものを読ませていただく機会が多いのですが、いいものは必ずというぐらい、100%とは言いませんが、80%は手にすることができます。そうした逗子市の図書館の質の高さをやはりもう少し提示して、市長を説得するとか、市民の人たちの声を上げさせるのも、私は大事なことではないかと思います。やはり職員の問題だけで議論していくと、そこが狭い問題になるのではないでしょうか。私は一般の利用者としてそう感じています。

【高鷲会長】 やはりどういう図書館を目指すのかということですよね。そこを議論しないと、 どうしようもなくなると思います。たまたま、1月の末に出版された翻訳本で「ネット時代の 図書館戦略」という本ですが、書いたのはアメリカのハーバード大学のロースクールの図書館 長、法学者です。デジタル社会における公立図書館はどうあるべきかということを書いていて、 2010年ぐらいから図書館を公共図書館として今の時代に合ったものに変えていこうという、そ ういう調査にとりかかったということが出ています。また、5年、10年先になくなる職業とし て、図書館司書が上がっています。そういった論文も出ています。その行き着くところは、図 書館そのものがなくなるのではないかという、そういった話も出てきます。インターネット上 にそれが公開されました。これまで扱ってこなかったような、例えば「東洋経済」であるとか 「週刊ダイヤモンド」であるとか、そういった経済関係の雑誌にも、インターネット上の雑誌 に図書館の記事が随分載っていて、このままでいくと30%、40%の市民が利用する施設である といったところで、ほかの施設が閉鎖されて予算カットされているのに、図書館だけは別です よとは言えないでしょうと。そうであるならば、きちんと図書館はどうあるべきかを議論すべ きではないですかという言い方をしていました。それは海老名市も武雄市も、さまざまな問題 はありますけれども、基本的に市民が集う場所、交流する場所、コミュニケーションをそこで 交わす、そういった場所であるという、そういうコンセプトは私は間違ってはいないと思いま す。もちろん、それだけではいけませんけれども。ですから、現在の図書館で展開している本

の貸出、資料の提供、それからレファレンスサービスなど、情報提供の場とする。それからその場を提供する。全てを誰にも無料で提供するという。これはボストン公共図書館の建物に掲示されているもので、どんなに格差があろうとも、民族の違いがあろうとも、とにかく図書館サービスによって自分の人生を決めて、自分の人生をよりよくできるという、そういったことがあるのだよと。だとしたら、デジタル社会に移行しようとしている現代の社会で、どうしたらいいのだろうかということを考えているのがこの本です。3,500円という、非常に高価な本ですけれども、内容的には非常におもしろい本だと思っています。ですから、今回のこの逗子市の問題もそうですけれども、一体どういった公立図書館を目指すのであろうかという、そこのところをしっかり考えていかないと、単に予算の削減の対象に終わってしまう。これだけは絶対にしてほしくはないので、要望書にも書き入れましたけども、現在の市民に対する図書館サービスを維持すること、これは、最低限のことですよね。それに携わる非常勤職員は優秀な図書館職員の方が働いてくださっていますから、そういう人たちに雇止めがなく、将来に希望を持って働ける場を提供しなければいけません。そのために何があるのだろうということだと思います。

ですから、余分な話ですけれど、現代社会においてはスマートフォンやタブレット端末などからインターネット経由で情報を入手しますよね。でも、その情報というのは、今はいいのですけども、過去にはさかのぼれませんね。フォーマットの違いがあると、保存ができませんよね。昔のものも全然さかのぼることができません。リンクが切られたら、それ以上はつながりませんからね。

【若林委員】 京都大学のノーベル賞を受賞された山中伸弥先生が、御自分が介護する立場になり、あれやこれやインターネットで調べたけれども、ものすごい陳腐な情報しか見当たらない。やはりきちんとした活字として本になっているものが、一番役に立ったということを何かのエッセーで書いていらっしゃいました。ですから、高鷲先生が持ってらっしゃるその本は、3500円くらいとおっしゃいましたが、専門書としては安いと思います。

【高鷲会長】 そうですね、それはそうだと思いますよ。

【若林委員】 文学関係の専門書ですと、何万円もしますものね。

【高鷲会長】 若林先生の分野の専門書でしたら、何千円何万円ですものね。

【若林委員】 何万円の世界ですね。でも、やはり貴重な知的財産であると、私は思っています。ですから、そういう面でも、職員の方が誰でもいいというわけではなく、専門性という面

でも、私は職員の方たちの待遇についてのバックアップはしなければいけませんね。ただ働きたい、働くための場所だけではなくて、図書館の担っている役割を果たすための一員としての立場が必要かと思います。

【汐崎委員】 以前も、市長と面談をしたときには、申し上げましたよね。どういう図書館になさりたいのですかと。逗子の市立図書館としてどういうサービスをしていきたいのか。その運営の形が直営あるいは指定管理という選択肢が提示されているわけですけれども、どういう図書館にして、それをどう維持していきたいのか。その維持管理を継続し、よりよい形にするためには、どういう方法が適切なのか。単に経費削減であるとか世の中の流れとか動きであるからではなくて、そこをきちんとしておかなければなりませんね。

【辻委員】 辻です。それは市長からはっきりとお答えはいただいていないですよね。

【汐崎委員】 何となくぼかされてしまったという印象ですね。やはり、税金をいただいている市民との契約なので、そういう意味では求めるものをきちんと提供していく市立図書館としての機能というものが絶対に保たれなければいけませんし、市長なりの市立図書館の将来像というものが、例えばこれが指定管理になったとしても直営のままだとしても、市立図書館であることは変わらないわけですよね。逗子市立図書館は逗子市が市民からいただいた税金で運営している図書館としての形というものが、絶対にこれは崩してはいけないわけですが、海老名市はそこが崩れてしまったわけですよね。つまり、海老名市は確かに市民が集う場所とか、コミュニケーションの場としては機能している部分もあるのかもしれませんが、図書館としての機能は失われてしまっているのではないでしょうか。そうなりますと、海老名市は、指定管理にする時点で、考え方が甘かったんだろうと思っています。

【辻委員】 辻です。やはり逗子市もここが踏ん張りどころだと思いますので、ここでも安易に指定管理で丸投げにしてしまって、市長も市民協働型と称して、働いている人の大部分が、逗子市民だから、市民の持っている力を活用して、職員としてキャリアアップしてもらってということを一貫しておっしゃっていますけれども、果たしてそううまくいくものかと疑問に思います。現行の職員体制で指定管理に移行するから、利用している市民としては、全く問題ないと言われますけれども、正規の職員の3人の方は本庁に戻られるわけですよね。その後、株式会社パブリックサービスのどなたかかは、わかりませんけれども、そういう館長職の方とか、管理するポジションの方が来られて、あなたたちは少しお給料が上がったということ、あなたたちに持てる力を発揮してとか言ってもですね、今までプロの正規の職員の方が3人いらっし

やって維持してきたことを、そうそううまく引き継いで、現在の職員の皆さんが図書館で働きたいその理由は、実際にカウンターに立ちレファレンス業務に取り組んだりしたいからこそ働いているわけで、中の管理事務的なことをやりたいがためにいる人はあまりいないのではないでしょうか。どうしてもそういう部分が必要になってくるとは思いますし、また市民交流センターは株式会社パブリックサービスが実績がほとんどないにもかかわらず、まがりなりにうまくいっているという市長の認識かもしれませんけれども、やはり少し使いにくくなったという声も多く聞きますし、そういうことで、まだ、丸1年経過していないにもかかわらず、株式会社パブリックサービスで合格とさせていいのでしょうか。

【若林委員】 例えば、市立図書館と文化プラザホールは、同じ屋根の下での施設ですが、文 化的には同じ分野にいると思うわけですけれども、質的にはかなりの違いがありますよね。で すから、いくら市民交流センターで成功したから市立図書館も大丈夫だというのは、全く当て はまらないと思います。ただ、もし図書館の大変さというか、質の深さを考えると、100%委嘱するのではなくて、何十パーセントか部分的な委嘱というようなことは難しいのでしょうか。 私は素人で、図書館経営とかはわかりませんが。

【汐﨑委員】 指定管理の場合は、丸々100%任せることになるので、業務委託であれば、例 えばすべての業務のうちの何%かを切り分けてというケースはありますけれども、指定管理で は、そういう委託の形にはならないです。館長も含めて、既に逗子市はパーセンテージで言う と、直営部分は目いっぱいぎりぎりで運営しているわけですよね。正規の職員の方が3人です から。それにもかかわらず、私は図書館の職員の方が皆さん自発的に自主的に判断して、とて もよく動いている職場だと思っています。でもその、よく働いて動いている方々が、実際には 正規の職員ではない。もちろん正規の職員の方がいればこそ、のところもあると思いますが。 そういう非正規の方たちの処遇というものは、やはりすごく気になります。よい方法とか、や はり逗子市としてのそういう優秀な人材を確保しつつ、市立図書館としての一番いい形で、あ と将来的なものもあるわけですね。指定管理に関しては、やはり将来のどこで契約期間満了と なるかわからないという不安もあるので、そこの担保がどれだけあるのかというところが、指 定管理にするか業務委託にするのかの、判断のネックになっているところではあると思います。 それも随分議論はしたと思います。また、市長が代わればまた変わるというのもあるのかもし れないですね。ただ、今かなり厳しい状態にはあるだろうと思います。特に、去年ですよね、 職員の入れ替わりの激しかったのは。

【鈴木館長補佐】 開館からちょうど10年が経過し、非常勤職員が10年の期限がちょうど昨年の3月であったというところで、職員切りかえの時期で、今も苦労しながらも、まだ1年生だけれども、何とか早く一人前になるようにという形で体制はつくってはいますが、十分な体制には整っていません。

【汐崎委員】 なおかつ、昨年は公民館図書室が統合されるという、業務上も大きな改変があったので、外から見ていますと、かなり職員の方が現時点で疲弊はされているのではないかということが、すごく危惧としてはあります。何がいい方法なのかというのは、何とも言えない。確かに今、すごく指定管理者制度についての波があって、指定管理者制度についての賛否の否のほうが現在かなり大きくなってはいるのは確かです。それだけ図書館に対する市民の意識、つまり図書館はこういうところであるべきだという、言ってみれば市民自体の意識がすごく高くなっているのは、いいことなのではないかという気はしています。

【辻委員】 あと、この最後の資料はどういうものなのでしょうか。

【鈴木館長補佐】 それは、最後に御説明する際の資料です。

【高鷲会長】 もしできるのであれば、事務局からこれをまず説明してはどうでしょうか。指 定管理についてですね。

【鈴木館長補佐】 わかりました。今お手元にある最後の資料ですけれども、これは昨年7月12日と17日の2日間にわたり、慶応大学文学部の池谷研究室の学生の卒業論文の調査に合わせて、指定管理者制度についてのアンケートを実施しました。これについては、逗子市の図書館からお願いし、その卒業論文の調査に合わせて指定管理者制度についてのアンケートをしていただいたものです。

それで、結果はこれを1枚めくっていただくと出ているのですが、質問の項目として、平成26年に市議会にて図書館の指定管理者制度についてということでの議案が否決されたということをまず知っていますか知りませんかという質問をしたところ、80%の人が知らないという回答でした。次に、指定管理者による運営について、賛成ですか、反対ですか、わからないですかという回答欄を設けたところ、わからないという回答が7割を超えていたということの結果を受けて、それで、図書館の指定管理者制度の導入については、わからないという方がこれだけ大勢いるのであれば、指定管理についての説明をもっと丁寧に行って、理解を深めていただくことが必要であると私どもは考えました。それで、利用者の方から個々にいろいろ意見をいただいたものに対して、逗子市の考えという形でまとめたものがこの一覧になっています。

こちらについて、さまざまな意見をいただいたのですが、個人情報も含んだ内容になっているので、個別に回答するというわけではなく、意見を集約したものに対して逗子市の考えを説明するという方法をとらせていただいたものです。なお、これは、2月10日(水曜日)から3月7日(月曜日)までの1カ月間、図書館の1階で、「よりよい市民サービスのために一指定管理者制度って何一」をテーマとした一般展示を行う予定です。関連する本や、市役所からいただいているロードマップなど、また、行財政改革の資料も含めて、一通り展示をする中で、このアンケートを行った結果についても、利用者の皆さんに公表して、指定管理とはこういうものであるということを理解していただくために、とりまとめたものを本日協議会委員の皆さんに配付させていただきました。

【辻委員】 辻です。前回の図書館協議会において、アンケートの説明をお聞きしたときに、慶応大学の池谷研究室から依頼があったので、学生さんが数名、2日間にわたりアンケートを実施されたとの説明を受けました。集められたデータは図書館にもらえると。指定管理の部分は除くとおっしゃいましたよね。それで、私の理解がついていけないのですけれども、指定管理を説明するための方便として、このデータを使われるというのは、一体どういうことなのでしょうか。これは、誰に対して誰が作成したものなのですか。アンケートの際に、指定管理に関する質問が市民の人から書いてあったのでしょうか。

【鈴木館長補佐】 違います。大きな質問項目としては、このグラフに載っている市議会における図書館指定管理者制度の可否について否決されたことについて知っていますか、知りませんかということと、もう1問は、指定管理者による運営について賛成か反対かわからないかということの2問だけです。それ以外に自由意見として、御意見があれば、それぞれ記入してくださいということで、御記入いただいたものを集計したものを、御意見1、御意見2という形で、それぞれ利用者の方から意見をいただいておりますので、これについて市として回答するという形をとらせていただきました。

【辻委員】 市としてということは、図書館の事務局としておつくりになったということでしょうか。

【鈴木館長補佐】 はい、そうです。

【辻委員】 ここで示された意見を、こういうような資料に使うということは、その意見を書いた人に了解を得ていらっしゃるのでしょうか。

【鈴木館長補佐】 これを公表するというのは、利用者の中にも皆さんからいただいた意見を

ぜひフィードバックしてほしいという要望もありましたので、それに応える形をとらせていただいたものです。

【辻委員】 このアンケートが、指定管理者制度を市民にいいように理解させるための方便に 使われているような気がいたしますが。そういうことはないですか。

【小川図書館長】 そういうことはありません。方便ではなく、慶応大学の学生の調査は全く 純粋に利用統計をとる、それを基に分析したいためということ。そこに逗子市として、逗子市 立図書館でアンケートを実施するのであれば、このことについて付加して聞いていただけます かという形でお願いして、その結果このデータをいただいたものです。どのくらいの皆さんが 指定管理という制度を、そのものについてどのくらい御理解されているのか。あるいは、市議 会があれだけもめたにもかかわらず、どのくらいそのことを御存じなのかということを確認したかった、それだけです。ただ、結果としてさまざまな質問が出てきたので、この際まとめて しっかりと回答していきましょうと。そういうことです。

【辻委員】 この冊子は、展示するとさきほどおっしゃいましたけれども、冊子自体を配布するのですか。

【鈴木館長補佐】 大きなサイズ、A3判にして、館内に掲示する形で皆さんに見ていただこうと思っています。

【辻委員】 何かちょっと割り切れないですね。

【高鷲会長】 でもこれを、市民の方に配布できないのであれば、ホームページで公開してはいいかもしれませんね。正確な情報を知っていただきたいということで展示するのですよね。 指定管理者といっても、御存じない方がほとんどだと思いますからね。

【汐﨑委員】 これは、言ってみれば、アンケート結果から見えてきたQ&Aみたいなものですよね。

【高鷲会長】 Q&Aですね、完全にね。

【汐崎委員】 皆さんが指定管理について、さきほど若林委員の発言にもありましたが、例えばパーセンテージで振り分けができないものかとか、業務委託と指定管理者制度の違いとかというのは、私も図書館学にかかわっている者として、わかるのですけれど、では実際に指定管理とは何なのか、指定管理になることで、どのように変わるのか、利用者の皆さんが漠然と思っていた具体的な質問がここに出てきたので、それに対して、よりわかりやすい形でお答えしようという資料でしょうか。もちろん、それが指定管理はいいものだよという、誘導するよう

な答えになってはいけないと思いますが、あくまでもこの答えは客観性がありつつ、逗子市の 姿勢が見えるような形での答えであれば、それは公開したほうがいいのではないかという気は しますね。

【高鷲会長】 指定管理者になって何がどう変わるのか。利用者の皆さんに対してのサービスがどうなるのか。そこのところがポイントですね。

【小川図書館長】 民間がやるからお金を取られるのだろうというのは、割と頻繁に出てくることですよね。そうではないということは、図書館協議会の議論としてもあったわけですけれども、図書館法第17条があるからということで説明はしているものの、指定管理者のもとで、図書館では収益をあげることは不可能であるということについても、恐らく利用者の皆さんは御存じない方が多いと思います。

【汐崎委員】 今、情報が錯綜していますので、指定管理に関して、例えば佐賀県の武雄市であるとか、辻委員がおっしゃった海老名市であるとか、あとよりもどしがあった小郡市であるとか、本当にさまざまな形のものがあるわけですね。

【高鷲会長】 宮城県の多賀城市も間もなくオープンとなりますね。

【汐﨑委員】 そうすると、皆さんが例えば逗子市も指定管理になったら選書がこうなるのではないかとか、さまざまな危惧をもちろんお持ちだと思います。

【高鷲会長】 そういう質問がありましたね、たしか。

【辻委員】 ざっと読ませていただいた感じだと、やはり市民を何とか説得しようという姿勢が強くあらわれていて、あまり指定管理のデメリットの部分というのは強調されていないような気がいたします。先ほど私が申し上げたような、結局指定管理になった場合は、指定管理者の図書館長とかは教育委員会や市議会には出席できないのですよね。小川館長は、市議会に出ていらっしゃいますよね。そういうことはしませんといったことも、はっきりと書いておくべきではないでしょうか。

【小川図書館長】 質問があれば当然書くことになるわけですけれども、そこについての質問は全くないわけですから、質問のないことまであえて書くということはしない。あくまでも単純に集計した結果、出てきた質問に対してお答えするという、そういう立場です。

【辻委員】 でも、それを、質問がないからと言われても、まずあのアンケートが実施される ことすら知らない市民が大勢いたわけです。たまたま実施したその2日間に居合わせた人だけ が、その人から質問があったからといって取り上げて、私が先ほど言ったようなことは、あの ときは書かれてないから取り上げないというのは、公平性を欠いているような気がします。それで、前回の協議会の際は、指定管理に関することは利用しないとはっきりおっしゃいました よね。

【小川図書館長】 卒業論文としては利用しないということで申し上げているわけです。卒業 論文のテーマとしては、この部分については利用しないということです。

【高鷲会長】 データは利用しないということでしたね。

【小川図書館長】 はい。お互いに利用しないと。ですから、私どもも卒業論文で集計したことについては一切いただいておりません。アンケートの結果としての数値は見せていただいておりますけれども、使うという形ではいただいておりません。

【辻委員】 これは指定管理の説明のために使われるというのは、ちょっと納得がいかないです。おかしいです。

【小川図書館長】 もう一つ、申し上げますと、非常勤の図書館長で教育委員会や議会に出ているというのは、普通はありえないです。ですから、私は逆に珍しがられます。

【汐﨑委員】 直営であるがゆえに会議に出席しているということですね。今の時点では、ということですね。

【小川図書館長】 今の時点では、今後もそうなるかどうかというか、ほかの自治体とあわせれば、非常勤の図書館長は議会には出ません。

【高鷲会長】 辻委員がさきほどおっしゃった件に関しては、それが心配だから教育委員会の中に図書館との連携する部局を設ける、それを一応要望に上げたのですよね。

【汐崎委員】 これはもう絶対、仮に指定管理になるとしても、丸投げにしないでほしいというところは強く要望したいですね。

【小川図書館長】 それは教育委員会でも意見として出していて、承知していることです。

【汐﨑委員】 どうあっても、市立図書館なわけですから、そこに対するやはり行政としての 責任を絶対に放棄はしてもらいたくないということが、私たち図書館協議会としての考えです よね。

【高鷲会長】 そうですよね。少し議論が煮詰まってきているようですが、ここでいったん中断して、最後にまた時間をつくりますので、その他の議題に移りたいと思います。辻委員からどうぞ。

【辻委員】 私から、1つ要望と、1つ提案です。要望は、図書館協議会の会議録のことです。

図書館協議会会議録は皆さん御存じのように図書館のホームページからを見ることができるようになりまして、前回10月30日の会議録をごらんになった、当日図書館協議会を傍聴された方から、私の発言のところが違う形で表現されているのではないかということを言われました。何世私は自分でしゃべっているわけですから、自分で自分の発言の記録はとれないので、事務局からこういう形で編集したいと言われて、その結果折り合いをつけて、それで結構ですということにはなりましたが、私は市民の一人としてこの協議会に出席し発言しているわけですから、ところが実際の発言と違う形で会議録として残ってしまうと、私の面目がないといいますか、市民の人からの信頼を失ってしまうことになりますので、極力、テープ起こしは大変だとは思いますけれども、正確な会議録の残し方をしていただきたいというのが要望であるのと、あと、今まで何度もありましたが、私の声と汐崎委員の声が似ているのだと思いますが、私は言っていないと思うところが、汐崎委員がおっしゃったことになっていたりしたことがこれまでもあったので、本日の会議においても、何度か「辻です」と言いましたが、最初に自分の名前を言うとか、もしくは高鷲先生から指名していただく際に、「はい、辻さん」というように言っていただかないと、やはりテープ起こしされた時に、業者の専門の方がなさるのでしょうけれども、女性の声の聞き分けは難しいですが、正確な記録の作成をお願いいたします。

【若林委員】 でも、大変失礼ですけど、一度校正が来ますでしょう。

【辻委員】 ええ。ですから、そのときにそれは言いました。これは私は言っていませんと。

【若林委員】 それは、テープ起こしの限界もあると思うので、それは発言した側の責任として、校正の段階で厳しく見る必要があるのではないでしょうか。ですから、自分の発言の部分だけではなく、全部に目を通す必要がありますね。

【辻委員】 ちょっとしたワンセンテンスの場合は、この表現はどうかということがあります ので、やはり自分の名前を名乗ってから発言してはどうでしょうか。

【若林委員】 それも含めて、私ども委員は、発言した側の権利として、よくチェックしてお申し出になればよろしいのではないでしょうか。

【辻委員】 なかなかむずかしいですね。

【汐崎委員】 事務局に質問ですけれども、私は、ものすごく赤チェックを入れます。申し訳 ありませんが。汐崎です。辻委員が自分の思惑とは違った形で載っているというのは、おそら くテープ起こしはそのまま機械的にされていると思うので、こう言ったのだろうなとは思うの ですが、会議の流れの中で皆さんが理解しているものが、そのまま文字として起こされてしま

うと、この表現だと理解しづらいだろう、と思う発言もあります。私自身がだらしのない物言いをしている部分もありますが、これだと私の真意が伝わらないだろうと思うところは真っ赤にして、「私はこうこうこういうつもりなので、こう直してください」とお願いし、結果事務局にはすごくお手数をかけています。もちろん一言一句、録音はあるわけですけれど、やはり大事なのは、後からつじつまを合わせるわけではなくて、言いたかったことが文字になったときに、きちんと自分の思惑どおりに伝わるかどうか、そこまでは私が直せる範囲だと思っています。また、赤を入れたあとは信頼していますから、最終的な議事録をもう一回見せてくださいということはしておりません。

【辻委員】 ホームページで公開された会議録をごらんになった市民の方から、そういう御意 見をいただきました。

【汐﨑委員】 でも、それをまた辻委員が見たときに、「ああ、ここはやはり、私が言ったこととは違う」と思われたのですか。

【辻委員】 それはすでに校正の段階で申し上げました。

【汐﨑委員】 その後、直っていなかったということでしょうか。

【辻委員】 そうですね。

【汐﨑委員】 では、自分が赤チェックを入れたにもかかわらず、直っていなかったということですね。

【辻委員】 まあ、事務局と連絡を取り合う中で、事務局とすると、見た方にわかりやすく作 文をされる向きもあるのかと思いますけれども、できるだけ私たち委員の真意が伝わるような 編集を心がけていただきたいという要望です。

【汐崎委員】 そうすると、私は最終的には自分の校正が生きているのだと思っていましたので、最終稿はいただいていないのですけれども、辻委員が自分で校正をかけたにもかかわらず、そこの部分が直っていなくて、それが納得のできない形でアップロードされたということでしょうか。

【辻委員】 納得のできない形ではなく、もう折り合いはつけたのですけれども、ご覧になった市民の方から、それでも違うのではないかという声をいただきました。

【汐崎委員】 それはもう、やはり徹底的に折り合いがつく形にならなければ、辻委員もそれはアップロードを許さないという姿勢をお守りになったほうが私はいいと思います。もしそれが訂正の希望を出したにもかかわらず直っていないというのでは、信頼関係を損ねることにな

るので、最終稿を戻してもらわなければいけないない形になります。でも、基本的には修正入れた形は直していただいているのですよね。

【利根川専任主査】 現在は会議録をホームページにアップロードしていますので、これ読んだ方が各委員の発言の主旨が伝わり、また起承転結がはっきりするような編集を心がけており、会議の際に委員が発言されたことをそのまま記録しているわけではなく、一部は修正をかけるケースはあります。

【汐崎委員】 そうですね、私の発言の中で、個人的にこれをアップロードされると、本旨に影響のないプライベートな個人名などが記録されていた場合もあったので、これは削除してください、というケースもありました。つまり議事録の全体の内容で、流れに関係のないところで、ここは議事録としてはどうかという場面は修正をお願いしたということです。そういう形で私はお願いしています。では、それでいいかどうかということと、議事録のつくり方とか内容についての確認をもう一度お願いしたいのですが。まずテープ起こしをして、それを事務局で一度全体の流れを見ていただいた上で私たち委員のところに送られて、それそれが赤チェックをして返したものを、お手数だとは思いますが、基本的にはそれを生かした形での最終稿という形にすればよいはずですよね。

【小川図書館長】 もう一度やり取りするとなると、さらに時間かかりますが。

【鈴木館長補佐】 現在でも2カ月かかっていますが。

【小川図書館長】 もう一度修正するとなると、それでもそうしたほうが良いということであれば、それはやりますけれども。

【鈴木館長補佐】 恐らく次の協議会ぎりぎりぐらいの完成になると思います。

【汐崎委員】 それと、それをごらんになりたい市民の方とのタイムラグができたりもするわけですけれども、そういう事例があったのであれば、時間をかけてでもそうしていただく方が良いという考えもあると思います。

【高鷲会長】 大変だけれど、やはりそうした方がいいですね。とりあえずそうしてみましょうか、様子を見ながら。

【小川図書館長】 もし時間を気にしないのであれば。事務局で苦心するのは、委員の皆さん の発言が重なってしまう場合があるときです。

【鈴木館長補佐】 同時に2人の発言が重なる場合が多々あります。

【小川図書館長】 どの委員の言葉かわからないというケースがあったりしますね。

【汐﨑委員】 それは発言そのものがわからないということでしょうか。

【小川図書館長】 いやいや、そうではありません。

【汐﨑委員】 この委員のこの発言がおかしいとかいうことでしょうか。

【小川図書館長】 その言葉ともう一つ違う言葉が一緒にかぶさってきたりすると、複数の委員の発言が。この場で聞いていれば、汐崎委員の言葉だということはわかるわけですけれども、若林委員がそこに一緒に発言されたりすると、録音していても結局それがわかりにくくなってしまうというケースがあります。

【汐崎委員】 でも、それは議事録の修正依頼がきた段階で、これは若林委員の発言という形のテープ起こしになっていても、私の発言ですとか、例えばあのときに高鷲会長がああ言いましたよね、と私がコメントしたとしても、高鷲会長が、私はこう言いました、と言えば本人の意見が一番通るわけですよね。

【高鷲会長】 それは各委員本人の発言なので、そこまで私が判断するわけにはいかないと思います。

【小川図書館長】 そのかわり、会議録の完成は次回の協議会までに間に合うかどうかぐらい になってしまいますね。

【高鷲会長】 わかりました。

【汐﨑委員】 これもまた難しいですよね。やはり早くというのは大変ですよね。

【高鷲会長】 その他で、鈴木さんから連絡はありますか。

【鈴木館長補佐】 いいえ、先ほどアンケートの結果も御報告しましたので。

【汐﨑委員】 余計な話かもしれませんが、無事に卒業論文が出来上がったそうです。

【小川図書館長】 慶応大学の学生ですね。

【汐﨑委員】 はい、今回のアンケートに関しましては、逗子の図書館にお世話になりました。

【小川図書館長】 この間、伺いました。

【高鷲会長】 とりあえず本日の議題は終わりましたけれども、議題全部通して何かおっしゃりたいこと、あるいは説明を求めたいことなどがございましたら、どうぞお願いいたします。

よろしいでしょうか。これで協議会委員の任期はこれで終わったということになりますね。

【鈴木館長補佐】 委員の皆さんの任期は、もう一年残っています。

【汐﨑委員】 私もそうだと思っていました。でも、あと1年任期があるのですね。

【高鷲会長】 わかりました。そうすると、次回の協議会は夏場になりますか。

【小川図書館長】 6月頃を予定しています。

【高鷲会長】 わかりました。いずれにせよ、将来図書館そのものが存続するのか、図書館が どのような運営体制になるのかが問われますね。

【若林委員】 高鷲先生、活字本が今後継続されるかどうか心配ですね。

【高鷲会長】 それはありますね。ただ、現在デジタル情報そのものも、大変な状況になっていますからね。それがこれからどうなるのか、心配なところではあります。さきほども申しましたけれど、図書館が一体どうあるべきなのかということが、この協議会でもう一度考えてみたいと思います。以前小川館長が、逗子の図書館の将来こうあるべきだということをまとめられましたけれども、それをもう一度よく見せていただいて、それに何かつけ加えることがあれば、つけ加えていきたいと思います。

【汐崎委員】 どれだけ歯止めになるのかはわかりませんけれども、やはり図書館のあるべき 姿は何なのかということを、この協議会ではっきりと意見しなければなりませんし、そういう 役割を担うのが図書館協議会だと思います。汐崎です。辻委員がおっしゃるように、やはり市民の皆さんのための図書館なのであり、市民の要望というものも大事にしつつ、でも逗子市立図書館として、例えば経費削減のためという理由ではなくて、市立図書館としてのあり方であるとか、デジタル化とかアナログ化とかの中ではあっても、情報を守る、知る自由を守る、教育の権利を守ることは、忘れてはいけないわけです。でも、その一方で、何でもかんでも市民要求には応じるというわけにはいきませんよね。図書館には社会教育機関としての責任もあるわけなので。それが例えば、何でもいいから本を貸せる場所であったり、何か市民が楽しめる場所であればいいというところではありませんからね。

【高鷲会長】 単に楽しめる場所であればいいというような考え方は、生涯学習の場としての 図書館である必要はありません。それならば、「ツタヤ」がやることなので、民間企業が運営 すればというになりますからね。

【汐崎委員】 ですから、それが武雄市はそうなってしまっているところがある。人が集まる場所としての評価はできるのだけれども、市立図書館としての高い評価できない。やはり図書館としての評価がきちんとできる図書館にする。そのためのオブザーブをするというか、それを私たちも真剣に考えていかなければいけないのだろうということをしみじみ感じます。

【高鷲会長】 ですから、さきほども言いましたが小川館長が以前にまとめられた「図書館のサービス目標2011」をもとにして、しっかりと加えていくべきところは加える必要があるので

はないでしょうか。

【若林委員】 話は変わりますが、藤沢市に「ツタヤ」が経営している本屋さんに行かれたことがありますか。

【汐﨑委員】 「T-SITE」ですね。私は、今度行きます。

【若林委員】 私、先日初めて行きましたけれど、とても明るく自由な雰囲気で、それこそフロアがかわっても、棚から持ってきた本は読めるし、そこにコーヒーショップもあるわけですけれども、約半日、家族と行きましたから待たされましたが、私は、全く興味が起きませんでしたが、でも結構、そこで買って帰る方もいらっしゃるし、ですからまさしくビジネスですね。やはり「ツタヤ」というのは、商業的なものとしては、そういう人が集まれば売れるという理念が基盤としてあるのでしょうが、図書館については、東日本大震災の後に個人の善意や職員サポートによって小さな町では、図書室ができて、それがすごく人々の明日へ生きる気持ちへとつながったということをこの間、新聞の記事でも読ませていただきましたが、もう一度図書館の役割というか、図書館の存在感といったものを提案してみたいなということを私は感じましたね。

【高鷲会長】 次回の協議会から少し時間とって図書館のあり方について、しっかり議論していきましょう。小川館長、よろしくお願いします。

【若林委員】 大学の図書館はいかがですか。

【汐﨑委員】 大学の図書館は大変ですよね、もっと。

【若林委員】 利用はいかがですか。学生たちの。

【辻委員】 私は、今、医学部図書館の勤務なので、公共とは少し違いますが、実態は、もの すごく専門的ですよね。将来医者になる学生と看護士になる学生しか来ないので、ものすごく 利用しています。

【汐崎委員】 おそらく、学生の中でも格差ができています。図書館の利用がきちんとできる 学生と利用ができない学生、使う学生と使わない学生、あと図書館を使わずに全部インターネットで情報を調べて、それがいいものだと思っている学生もいます。ですから、知の集成としての図書館の資料の活用の仕方やガイダンスとかも、必要になってくる。新入生向けの図書館 利用とか情報活用能力を、高校時代から本来そういう情報活用の課目ができているはずなのですが、彼らがそれをきちんと習得して、例えば大学でレポートを書くときに図書館の資料をどれだけ活用し、どれだけ検索ができているのかというと、それがものすごく学生により格差が あり、全然できていなかったりもします。ですから、そういうところの教育をこれから見直していかなければいけないと思っています。

【高鷲会長】 その前に、現在は社会経済的に貧富の差がもろに学力に比例するということは、しっかりと証明されていますから、とにかく裕福な家の子は、パソコンがあってインターネットが高速でつながっていて、何でも検索できる。そのノウハウも教えられる。だから、もう学校へ来たときには、相当な学力に差がついてきている。それをカバーするのが図書館だということですね。さまざまな格差に関係なく、すべての人が等しく学べる場所。それが図書館であるということですよね。ですから、これは大学図書館も学校図書館も、アメリカで、現在はもうがたがたですね。

【辻委員】 辻です。大学だけではなくて、これもやはり小学校から一貫して言えることだと 思いますが、やはり資料と人とをつなぐ役割の人の存在が大事ですよね。適切な資料を提供す るという役割が大切です。

【若林委員】 そういう面では、図書館職員の専門性は高いですよね。

【高鷲会長】 インターネットで調べるのではなく、図書館司書をどれだけ有効に使えるかということが一番ですよね。だから、熟達した学生や研究者でしたら、まず図書館司書に聞きますからね。一番いい情報を提供してもらえるから。それが今の学生は苦手にしているようです。日本人は調べ学習などで自分で調べていても、司書に頼んで調べてもらうということが、なかなかできませんよね。宝の持ち腐れとなってしまいますね。

【汐崎委員】 1つ気になっていたことがありまして、今年の4月から障害者差別解消法が施行されますね。図書館もそれへの対応などこれからなさると思いますが、障がいがあることによって、例えば情報とかそういうものを利用することに支障があってはならないということへの対応をどう考えていますか。もちろん今も障がいのある方へのサービスもそれなりに手厚くされているとは思いますが、今までに結構あたふたしている図書館もあるようなので、逗子市としてはそれに対する心構えを、もっておられるのでしょうか。

【小川図書館長】 特別にはありませんが。今、一つ言われてきているのは、日本の映画でも 字幕が入った作品をご覧になりたいという方がいらっしゃるわけです。外国の映画は字幕が入 る映画が上映されますが。

【汐﨑委員】 難聴の方からのご要望でしょうか。

【小川図書館長】 日本の映画で字幕が入るというのは、なかなか難しいのですけれども、そ

れに取り組んでいる図書館があるということが先日わかりましたので、現在コンタクトをとっています。そこからでも始めようとは考えています。

【鈴木館長補佐】 DVDもできるだけそういう障がい者が目で見ることができるDVDを優先的に購入しようという基本方針のもとで収集していますが、まだ数が少ないですね。

【小川図書館長】 図書館で使えるという条件を満たしているのは、なかなか難しいです。

【汐崎委員】 あと、学校にもかかわると思いますけれど、いわゆるディスレクシアも含めてのLDの子どもたちの学習支援というものも、あれは障害者手帳があるとかないとかというのとはまた違う次元の話となりますが、そういうところにもやはり図書館が協力して積極的にかかわっていくことは、ものすごく大事になってくると思います。

【小川図書館長】 図書館に学校の先生が必要になってきますね。

【汐崎委員】 やはり、そういう取り組みをしているところと、連携というのもものすごく大事になってきますね。

【小川図書館長】 学校の先生は、忙し過ぎますから。とてもお願いするのは難しいですね。 こちらで勝手にやりますから、ならいいのですけれど。

【汐﨑委員】 窓口になっていただいてはいかがでしょう。

【高鷲会長】 では、本日の予定の議題を終わりたいと思います。どうもありがとうございま した。